

KHKSと旧耐震告示の相対表

KHKS 0861(2018)	旧耐震告示関連条項
1 適用範囲	第1条1,2及び第1条の2
2 用語の定義	第1条1,2及び第1条の2
3 配管の内容積の算定	解釈通達1条の2関係
3.1 地震防災遮断弁で区切られた間の配管の内容積の算定例	解釈通達1条の2関係
3.2 レジューサ等により外径を45mm以上から45mm未満に変更する場合	解釈通達1条の2関係
3.3 塔槽類と地震防災遮断弁の間に耐震設計を要しない機器がある場合	解釈通達1条の2関係
4 保有すべき耐震性能	第1条の3
5 耐震性能の評価	第2条
5.1 耐震設計設備に係るレベル1耐震性能の評価	第2条1項1号
5.2 配管系に係るレベル1耐震性能の評価	第2条2項1号
5.3 基礎に係るレベル1耐震性能の評価	第2条3項1号
6 設計用の地震動	第3条
6.1 設計地震動の計算方法	第3条1項
6.2 液面揺動の設計地震動の計算方法	第3条2項
7 設計地震動に基づく応答解析	第4条
7.1 耐震設計設備の設計地震動に基づく応答解析	第4条1及び2項、解釈通達4条関係
7.2 耐震設計設備の液面揺動の設計地震動に基づく応答解析	第4条3項
7.3 配管系の応答解析	第4条4項
7.4 基礎の応答解析	第4条5項
8 静的震度法	第5条
8.1 耐震設計設備の静的震度法による応答解析	第5条1項
8.2 基礎の静的震度法による応答解析	第5条2項
9 修正震度法	第6条
9.1 耐震設計設備の修正震度法による応答解析	第6条1項、解釈通達6条関係
9.2 配管系の修正震度法による応答解析	第6条2項、解釈通達6条関係
10 モード解析法	第7条
10.1 耐震設計設備及び配管系のモード解析法による応答解析	第7条1項
10.2 1次の固有周期が0.05秒以下の耐震設計設備及び配管系	第7条2項
11 時刻歴応答解析法	第8条
11.1 設計地震動による時刻歴応答解析	第8条1項
11.2 液面揺動の設計地震動による時刻歴応答解析	第8条2項、解釈通達8条関係
12 配管支持構造物の応答変位	第8条の2
13 塔槽類の算定応力等	第10条
13.1 スカート支持の塔槽類	第10条1号
13.2 レグ支持の塔槽類	第10条2号
13.3 ラグ支持の塔槽類	第10条3号
14 球形貯槽の算定応力等	第11条、解釈通達11条関係
14.1 上部支柱に生じる応力	第11条1号
14.2 下部支柱に生じる応力	第11条2号
14.3 ブレースに生じる応力	第11条3号
14.4 基礎ボルトに生じる応力	第11条4号
14.5 シアープレートに生じる応力	第11条5号
14.6 ベースプレートに生じる応力	第11条6号
15 横置円筒形貯槽の算定応力等	第12条
15.1 胴のサドル部に生じる応力	第12条1号
15.2 胴の中央部に生じる軸方向応力	第12条2号
15.3 鏡（胴が鏡により補強される場合に限る。）に生じる応力	第12条3号
15.4 サドルに生じる応力	第12条4号
15.5 基礎ボルトに生じる応力	第12条5号
15.6 シアープレートに生じる応力	第12条6号
16 平底円筒形貯槽の算定応力等	第13条
16.1 内径が20m以下であり、かつ、内径に対する側板部の高さの比が1.25以下の平底円筒形貯槽	第13条1号
16.2 16.1に掲げる平底円筒形貯槽以外の平底円筒形貯槽	第13条2号
17 架構の算定応力等	第14条、解釈通達14条関係
18 配管系の算定応力等	第14条の2
18.1 配管 曲がり管部、分岐部及び配管支持点	第14条の2 1号
18.2 フランジ継手（重要度Ⅱ又はⅢの配管系に係るものを除く。）	第14条の2 2号
18.3 弁	第14条の2 3号
18.4 伸縮継手	第14条の2 4号
18.5 塔槽類のノズル部（重要度Ⅰa及びⅠの配管系に接続されるものに限る。）	第14条の2 5号
18.6 配管支持構造物（塔槽類及び架構等に支持される配管支持構造物を除く。）	第14条の2 6号、解釈通達14条の2関係
19 基礎の算定応力等	第15条
19.1 直接基礎の応力等	第15条1号
19.2 くい基礎の応力等3)	第15条2号、解釈通達15条関係
20 耐震設計用許容応力等	第16条
20.1 耐震設計設備に係る耐圧部材の耐震設計用許容応力	第16条1号、解釈通達16条関係
20.2 耐震設計設備に係る耐圧部材の耐震設計用許容応力強さ	第16条2号
20.3 配管系に係る耐震設計用許容応力等	第16条2の2号
20.4 支持構造材の耐震設計用許容応力	第16条3号
20.5 基礎及び地盤の耐震設計用許容応力等	第16条4号、解釈通達16条関係
21 配管支持の方法	第17条
21.1 配管の支持	第17条1項、解釈通達17条関係
21.2 変位吸収能力	第17条2項、解釈通達17条関係

KHKS 0862(2018)	旧耐震告示関連条項
1 適用範囲	第1条の3 1項2号
2 用語の定義	第1条の3 1項2号
3 保有すべき耐震性能	第1条の3 1項2号、解釈通達1条の3関係
4 耐震性能の評価	第2条
4.1 耐震設計設備に係るレベル2耐震性能の評価	第2条1項2号、解釈通達2条関係
4.2 配管系に係るレベル2耐震性能の評価	第2条2項2号、解釈通達2条関係
4.3 基礎に係るレベル2耐震性能の評価	第2条3項2号、解釈通達2条関係
5 設計用の地震動	第3条
5.1 サイトスペシフィック地震動	新規
5.2 地域別地震動	第3条1項、2項、解釈通達3条関係
附属書A (参考) 修正震度算出法	指針レベル2の [6]
附属書B (参考) 応答解析法	指針レベル2の [7]
附属書C (参考) 耐震設計設備の耐震性能評価法	指針レベル2の [8]
附属書D (参考) 配管系の耐震性能評価法	指針レベル2の [9]
附属書E (参考) 基礎の耐震性能評価法	指針レベル2の [10]
附属書F (参考) サイトスペシフィック地震動の算出法	新規

解釈通達：平成23年7月4日平成23・06・28原院第4号「高圧ガス保安法及び関係省令の運用及び解釈について」(KHKS本文中では注で掲載)

指針レベル2：高圧ガス設備等耐震設計指針(2012)レベル2耐震性能評価解説編改訂新版